

平成29年3月24日

原子力規制委員会 殿

東海・大洗原子力規制事務所
統括原子力保安検査官 栗崎 博

平成29年度保安検査実施方針について

日本原子力発電株式会社東海第二発電所に対する平成29年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

(1) 新規規制基準を踏まえた検査

平成25年7月に施行された新規規制基準への適合性に係る保安規定の変更が認可された施設は、認可に際して確認した重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における対策が保安活動に適切に反映、実施されていることを確認する。

新規規制基準の適合性に係る使用前検査が終了していない施設は、特別な保全計画に基づく保安活動について、施設の状態に応じた計画の策定（改訂を含む）及び実施が適切に行われていることを確認する。

(2) マネジメントレビューに係る検査

経営責任者の積極的な関与の下、マネジメントレビューにおいて組織の実態に照らし、品質方針等の変更の必要性が評価されていること及びマネジメントレビューの結果、組織としての課題が明確にされ、経営責任者から改善が指示されていることを確認する。

(3) 予防処置に係る検査

他の施設における原子炉施設の点検長期計画未策定による点検漏れ、調達管理の不備によるクレーンジブの倒壊、中央制御室空調換気系ダクト腐食等の不適合事象が平成28年度に確認された。このような類似事象の発生を繰り返さないように、他の施設において発生したトラブル等の不適合情報や安全対策上の教訓となる運転経験、その他の安全性向上に資する外部の知見を活用する予防処置活動が健全に機能していることを確認する。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容
該当なし

3. 保安検査実施時期

- (1) 第1四半期： 6月上旬
- (2) 第2四半期： 9月上旬
- (3) 第3四半期： 12月上旬
- (4) 第4四半期： 3月上旬